

令和6年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和6年9月2日（月曜日）

議事日程第1号

令和6年9月2日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第60号から同第70号まで
- 日程第6 議案第71号及び同第77号から同第80号まで
- 日程第7 議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号
- 日程第8 議案第74号
- 日程第9 陳情第6号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第60号から同第70号まで
- 日程第6 議案第71号及び同第77号から同第80号まで
- 日程第7 議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号
- 日程第8 議案第74号
- 日程第9 陳情第6号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君

7番	田原洋子君	8番	渡辺栄一君
9番	加藤康太郎君	10番	東野恭行君
11番	保坂悟君	12番	田中立一君
13番	和泉克彦君	14番	宮島宏君
15番	中村実君	16番	近藤新二君
17番	古畑浩一君	18番	田原実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	井川賢一君
総務部長	大嶋利幸君	市民部長	渡辺忍君
産業部長	五十嵐博文君	総務課長	嶋田猛君
企画定住課長	中村淳一君	財政課長	猪又悦朗君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所長	仲谷充史君
市民課長	川合三喜八君	環境生活課長	木島美和子君
福祉事務所長	山岸千奈美君	健康増進課長	林壮一君
商工観光課長	大西学君	農林水産課長	星野剛正君
建設課長	長崎英昭君	都市政策課長	内山俊洋君
会計管理者	山田康弘君	ガス水道局長	山口和美君
会計課長兼務	竹田健一君	教育長	鶴本修一君
消防長	山本喜八郎君	教育委員会こども課長	室橋淳次君
教育次長	小川豊雄君	教育委員会生涯学習課長	磯貝恭子君
教育委員会こども教育課参事	嵐口守君	中央公民館長兼務	
教育委員会文化振興課長		市民図書館長兼務	
歴史民俗資料館長兼務			
長者ヶ原考古館長兼務		監査委員事務局長	陶山智君
市民会館長兼務			

〈事務局出席職員〉

局長	磯貝直君	次長	伊藤伸一君
係長	水島誠仁君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和6年第3回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、新保峰孝議員、13番、和泉克彦議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏 議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

去る8月26日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました第3回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、令和5年度の決算認定が11件、条例の改正が1件、令和6年度の補正予算が7件、その他が2件で、合計21件であります。

議案第60号から第70号までの令和5年度の決算認定議案については、申合せにより、議長と議会選出監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査し、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することで委員会の一致を見ております。

本定例会の会期については、本日から9月27日までの26日間で、日程については、配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問については、期日までに15人の議員から申入れがあり、これを1日目の9月6日に5人、2日目の9月9日に5人、3日目の9月10日に5人で行うこととしましたので、一般質問4日目の9月11日は休会としました。

次に、陳情の取扱いについては、陳情第6号、私学助成に関する要望1件が受理されています。こちらは、総務文教常任委員会へ付託の上、審査していただくこととなりました。

委員長報告は、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出があり、本日の日程事項としています。

次に、決算審査の進め方ですが、決算審査は、款ごとに審査することとしています。

また、日程については3日間で割り振りましたが、日程どおり審査できなかった場合は、できなかった部分を翌日にスライドさせ、4日目の予備日を使って審査することとしております。

次に、議会運営については、ハラスメント防止対策として、後述の4点について協議いたしました。

1点目は、ハラスメント防止行動指針についてです。

ワーキンググループが作成した原案が提示されましたが、持ち帰った上で、ご自身と所属会派の意見をまとめて、9月5日の議会運営委員会で質疑やご意見をいただくこととなりました。

2日目は、ハラスメントアンケートについてで、委員から、アンケートの実施時期は9月定例会終了後、早い時期に実施し、対象は前回と同様に職員と議員の両方とすること、12月定例会で集計結果を報告すること、設問の文言や選択肢の順序は前回と同一にすることという意見があり、これらを踏まえて、ワーキンググループで原案を作成し、9月5日の議会運営委員会に提示することとなりました。

3点目と4点目は、古畑議員より議会運営委員長に提出されたハラスメントと思われる事象についての経緯と責任を調査し、明確化を求める申入れ書と、糸魚川市議会ハラスメント防止条例運用規程制定についての意見書の2つの文書について協議いたしました。

提出者からは、ハラスメントと思われる事象についての経緯と責任を調査し、明確化を求める申入れ書は、6月26日の新潟日報に掲載された市長選立候補を表明した伊藤議員に対する所属会派の清新クラブからの要請などを問題視する市民からのメールに基づくもので、糸魚川市議会ハラスメント防止条例にある「しない・させない・見逃さない」と糸魚川市議会政治倫理規則の「政治倫理基準に反する事実があると疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度を持って、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない」から見て、所属会派による解決と説明責任があると考えていることから提出したとの説明がありました。

委員からは、しっかりと調査し、ある程度はつきりさせなければならない。なるべく客観的な形で調べなければならない。議員の進退は自由であるべき。伊藤議員の申出がない中で議会運営委員会で伊藤議員のことが話し合われることが、よい影響となるのかが心配などの意見がございました。

伊藤議員からは、今回の件に関しまして自分にも悪いところがあると思っていたので、ハラスメントの申出をすることは考えていなかったが、「しない・させない・見逃さない」に基づいて、古畑議員が行動していただいたものと思っていること。会派からの提言書にある文章や提言書の前の個人のやり取りでは、ハラスメントと感じた言動があり、私はハラスメントと感じたけれども、それ自体がハラスメントなのかどうかは第三者の立場で調査していただき、調査には協力したいとの発言がありました。

相談体制は、東野副委員長、新保委員、田中委員、近藤委員の4人で構成され、本件についての調査を始めることとなりました。

もう一つの文章である糸魚川市議会ハラスメント防止条例運用規程制定についての意見書については、委員から十分考慮すべき案件という意見があり、会派へ持ち帰った上で、5日の議会運営委員会で協議することとなりました。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は控えさせていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

まず最初にですね、このハラスメントに対するアンケートについてね、この9月議会終了後に実施されるということなんですけどね、その真意は何なのか、お聞かせいただきたい。

前回はハラスメントに関するアンケートをやって、職員の皆さんにも書いてもらいましたが、その後、結局そのハラスメントの内容に対して何一つ明確になるわけでもないし、何が問題で、何がハラスメントであったのかの調査・追及もできておりません。でも職員の中からね、そのアンケートに答えた職員の中には、古畑さん、これ取ってどうするんですかって、やっぱり素朴な疑問だと思うし、アンケートの持つ意味がよく分からないという声が上がっています。それを大きな反省点として今回臨むべきであると思うし、アンケートでハラスメントの事象がありました。また、ハラスメントを受けたことがありました。ハラスメントを見たことがありましたという回答があった場合、今回は自由記述欄ということなんですけど、それに対してどのように調査されていくのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員お尋ねの件について、お答えいたします。

まず、アンケートの実施の目的は、この3月15日に糸魚川市議会ハラスメント防止条例が制定されました。その後、その条例が制定された後、糸魚川市によるハラスメントがどのような実態になっているのか、それを把握する目的が大きなものであります。

議会運営委員会の中でも自由記述欄を前回設けなかったことの問題点、そういったものがずっと指摘されておまして、これは行政側からも自由記述欄の設置が必要なんじゃないかというご意見をいただいております。そういったものを踏まえて、今ワーキンググループでは、自由記述欄も含めたアンケートの原案をつくっている最中ですが、前回の議会運営委員会では、その部分についてはまだ論議されておりませんので、これ以上は申し上げられません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

私は議会運営委員会のメンバーではないからね、言いたいことは、この場でしか言えないんでね、やっぱり言いたいと思いますけれども。例えば自由記述欄を出すときにも、誰にハラスメントを受けたとかという実名、どのような内容であったのか、そして誰がそれを受けたのか、これを明確にしないと、総論とか一般論になってしまって何ら解決にならない。したがって、そこはやはり明確にすべきじゃないですか。

それから、期日ですね。前に3月にやっておるんで、それ以降、直ったか直らないかも含めてね、そのような事象があったのかどうなのかに限定すべき。過去、遡って何年も前だとか何十年も前のことを言われたって、それは困るでしょ。

ハラスメントは、一方的な解釈じゃ駄目です。何月何日にこういうハラスメントをやったという訴えがありました。処罰といったって、まだこの処罰運用規程ができてませんから、ハラスメントを行ったとされる議員に対したって、言い訳・言い分もあろうかと思うんですね。それらを交わすことで、いわゆるハラスメント防止条例のアンケートの効果が出てくると思うんです。だから、アンケートというのか目安箱というかね。

それで、次の問題は、じゃあ実名報道とか記載とかした場合に誰が読むかということです。今回のハラスメントと思われる事象においてもですよ、やはり議長であるとか議会運営委員会委員長であるとか、それが当事者になってる。だから、相談役の皆さんは、そこを外して、これやってますよね。だからそこら辺、我々は全員当事者です。いつハラスメントの当事者になるのか加害者になるか、また被害者になるのか分かりません。だから、割と独立した調整機関でもなければ、調査機関でもなければ、仲裁を行うことのできるということに関しては、非常に弱いんです。だからその辺も含めて、アンケートをやっぱり実施しなくてははいけません。

やっぱりそういう議員がいるとか、こういう事象があるとか、誰のこと言ってるのか分からないし、議員の中でも、もしかして自分のことかもしれない。市民にしてみても、あの議員についてじゃないとかになる。だから、こういう一山幾らの、議員がとか、そういう議会がとか、もうこれは職員も一緒ですけど、一生懸命やってる職員も議員もいるんだけど、一部の方がいて、職員がとか議員がって言われると、全員対象になっていってしまう。したがって、そこら辺を自由記述欄を入れるんなら、そこをしっかりと、やはりその事象を解決するというつもりなら、ハラスメントを受けた方もやっぱりしっかりと名前を入れて、調停に入らなくてはいけない。これは思いますね、強く要望するんですよ、ハラスメントを解決しようと思うなら。

次にだ、もう何回も言ってきましたけど、ハラスメント防止条例をつくるのはいいでしょう。私も賛成しましたけど。

ただ、このハラスメント防止条例というのは完成してないんです。なぜかという、運用規程がないんですよ。誰が説明を受けて、誰が調査をして、そしてその後、どういう判断をするかについて全く記載されてないんです。

今回、私出させてもらいましたハラスメント防止条例運用規程を制定することということで、それぞれのハラスメント行為と思われる事象について、レベル1からレベル4まで、全部上げるべき

でしょう。やっぱりこれはハラスメントじゃないでしょというものから、いやこれはもう完全に人権侵害もあるし、そういうことも含めて、これ犯罪ですねというレベル4まで。やっぱりその段階つけて、審査基準を明確にすること。

それからもう一つ、これはハラスメントになりますよという事象について、誰が指摘をするのか。その前後の事象ってありますよね。そこだけを取ってやれば、確かにハラスメントなんだけど、その前後を考えれば、確かにそれは指導の域を得ないね、というようなことだって当然出てくると思うんです。だから、それについてどのように判断をするかを明確にしないと、この条例自体が生きてこないとやっぱり思うんですよね。

それでだ、これは条例に当たっている私は再三再四言ってきましたけれども、この運用規程というのを明確にして、誰が調査をして、誰がどのように判断を下すかを明確にしないと、非常に難しいことになりますよって。

全国各地でね、パワハラだとかいろんなハラスメントで知事だとか市長だとか、大分マスコミ攻められてはいますけど、このハラスメントを追及したり、おかしいと言われるのは、実はマスコミの力が大きいんですよ。それに対応することで、議会がその後を追従する形になっています。それだけやはりハラスメントという事象は、非常に判断が難しいんです。でだ、この間やったハラスメントと思われる事象の調査について、調査推進を願うという文書も出したんですけど、結局、どのように調査をするかという、ハラスメント防止条例の中には、調査機関というのがないですね。すると、議会倫理規程等に照らし合わせてやるかということになる。確かに2つ、何回も屋上屋を重ねるから、上位2つ、基本条例と、この倫理規則、これと照らし合わせて動けるようにしないと駄目だと。同じような法律が何回もあると混乱するんですよ。だから上位の条例との互換性というものを徹底的に論議してくださいと言ってある。うるさいように聞こえるかもしれないけど、条例だとか法律だとか、罰則規則というものは、もしもということも全部考えて、裏と表から全部考えていかななくてはならない。やはり口幅ったいですけどね、議長だとか議会運営委員会の委員長だって当事者になるんだから、じゃあ議会を代表するような方々が当事者になった場合、誰が判断を、誰が調査をして、誰が判断するかということになる。

でだ、これをちゃんと調査を検討して、いわゆる条例として一つの完成形を見ない限りは、やはりこれ非常に難しいんですよ。新潟県初の、何だろう、名声だとか栄光だとか、そればかりを追っても駄目です。つくるんなら、ここをちゃんとしてくださいと、私何回も言いましたよね。で、ここをつくっただけで満足しては駄目で、つくったらどう実施するか、これはやはり十分議会運営委員会の中で検討されるべきだと思いますよ。

今、新潟県初ということで、新潟県だとかいろんな議会のほうから視察に来られてるようです。でさ、不完全なものをさあどうだって言って説明するのはおかしいでしょ。実際にあった場合、どのように対応するのですかと聞かれた場合、どのように対応するかが明確じゃない条例である。これやはり議会の中でも、議会運営委員会の中でもしっかり話し合うべきだと思いますが、そういうことについて論議されたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員のご意見・ご質問について、お答えいたします。

前回の議会運営委員会では、古畑議員のご指摘・ご質問の件については協議されておりません。

しかしながら、古畑議員が今おっしゃった内容は継承すべきものも多々あるかと私は思いました。議会運営委員会の副委員長、それから委員も、ただいまの古畑議員のご意見は聞いておりますので、5日以降の議会運営委員会に反映されるものと思います。3月につくられたハラスメント防止条例は、その時点では精いっぱい、ある意味完全なものと思ってつくったわけですが、その後、皆さんのいろんな運用の中で不都合な点が出てくれば、改正することは可能ですので、それは今後の課題だと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

条例をつくっておいて、細則についてはやりながら考えていくって、ちょっと無責任だと思うんですよ。やはりいろんな条例だって法律だって、その後、改正されていくんでね、不都合があったら。

たださ、今回は運用規程が全く決まってない状態での条例案の施行でしょ。やっぱりそこはしっかり考えてもらいたいと思うんですよ。だから、前議会運営委員会委員長として、やっぱりそこはちゃんと言ってありますよね。だから変にその名誉だとか一番最初につくったとかっていう栄光だとかという、そういうものを優先させないで、本当に条例案をつくったらどうなるかということ、やっぱりちゃんと考えてからやらなきゃ駄目ですよ。

それから今回のね、ハラスメントと思われる経緯と責任を迫及して明確化を求める申入れ書、これにつきましてはね、本人からの申出がないのに、なぜ古畑議員は調査と、そういうことを要求するのかというご意見もあるようで、盛んにそれを言いまくってる議員さんもいらっしゃるんでね、ブログに書いたりいろいろやられてるそうですけど。あのね、いじめというものを本当に集団いじめをされている方というのは、自分から声出せないものなんです。それを見た以上やはり、私も最初は勧めたけど、本人は別に結構ですという話だったんで、じゃあいいわということでね、手をつけなかったんですけど、やはり新聞報道ですとか、ほかの何だろう、このことについてやっぱり意見を述べた方のブログを見た市民の方から見逃していいんですかと言われました。いじめられている本人が声を出さない限り何もしないというのはさ、小学校や中学校のいじめの事件と一緒にいいですか。やはり権威ある議員たるものはね、たとえそういうことが、行為や本人からの声がないとしても、その事象について、やっぱりおかしいんじゃないかと声を上げるべきでしょう。それが見逃さないということにつながるんじゃないでしょうか。

今回はね、クラブ内のことなんで、あんまり大きくしなくていいやと思ったんですけど、やはりそういうご指摘もあって、また、集団的にね、何ていんでしょうか、1人の議員に対しての攻撃とか抑制とか、行動をすると阻害するとか、その数が多過ぎるね。だから、これは特にね、議会運営委員会の委員長なんかさ、当事者になってるけど、市長派と言われるグループなんでね、議会グループなんで、ましてやこの市長選挙に絡む部分で、出馬するとか、おまえが行くんなら

私行かないとか、そういうのはちょっと幼稚過ぎますし、政治的弾圧だとか圧力に、やっぱり外から見ると、周りから見ると十分そういうふうに見れます。だから、そういったことも全部ひっくるめて今後の調査等を推進して行ってほしい。これ結構大きな問題だと思うんでね、そこはちゃんと自覚してやってほしいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員の質問の部分について、お答えいたします。

ハラスメント防止条例の運用規程が不明確である、できてないというようなご指摘でしたけども、先日の議会運営委員会で、ハラスメント防止行動指針というものの原案をお示ししたところであります。それはもう古畑さんもお目通しいただいてると思うんですが、そういったものの中には、いわゆる運用規程に準じるものが入ってますし、ハラスメントの定義的なものもかなり詳述してあります。これは、まだ議会運営委員会ではお示しただけで、次の5日の日に各会派から意見を持ち寄って、さらに深い議論になっていくと思います。もちろんたたき台ですので、そのまま完成形ではありませんけれども、今その緒に就いたということであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

終わります。ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

今ほどの古畑議員のハラスメント防止条例に関することに関連しまして、私からもお尋ねをしたいと思います。

委員長の報告の中で、このハラスメントについては、ある程度明らかにしていかなければいけないという委員からの発言があったというようなことでしたけども、これ取りようによればですね、伏せておく部分が出てきてもしょうがないかなというような、そういう解決を考えておられるのか、いや違うんだと、まさに新潟県初の条例でありますから、もう徹底して調査をしていくという、そういうことはなかったのかということ、これは委員長の見解を伺いたいと思います。

それともう一点は、古畑議員が触れておられましたが、過去に遡るという、そこですよ。ハラスメントをいつ受けたのかということはこの記述式で提出をするときに、過去までずっと遡ってというのは、それは無理があるでしょうという。私の認識としては、改選後の対応として、そこから

の話なのかなというふうに考えておりました、私自身が、これはハラスメントではないだろうかと思いつく部分に関しては、今整理してまとめてございますので、来るときが来れば、それは出させていただきますと思っていますんですけれども、いつからなのかということ、そこを明らかにしていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

田原議員のご質問について、お答えいたします。

1点目の、ある程度はつきりさせなければならないという文言ですけれども、これは議会運営委員会の委員から出た発言をそのまま引用しております。その前段で、しっかりと調査してというふうに私申し上げましたが、これも委員からの発言をそのまま引用しております。ある程度はつきりさせなければならないという意見が、議会運営委員会の全体の統一した意見ではありませんので、その点をご承知おきください。

それから、ハラスメントのアンケートの期間ですけれども、これはまだワーキンググループが検討している最中のもので、前回の議会運営委員会では全く審議されておられません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

なんか条例を制定しておきながらも、その中身がないんだなということが明らかになってきて、非常に心配です。これは人権に関わることなんですよ。しかも選挙で選ばれた議員のね。そこら辺りの認識を持って、取り組んでいただきたい、これは意見です。

それで気になることは、議員からハラスメントを受けたことのアンケート調査を行っていくということで、この職員から議員に対するハラスメントについて、今度は議員が記述式で提出をしていくというようなことがあるのだろうか。

そもそも公務員の皆さんは、モラルを守って、市民のために働くことへの支障のないように、それぞれを尊重しておられるわけですから、その方たちが議員に対してのハラスメントを行っていくということそのものが、もう前提としてはあり得ないんですけれども、ただ、個人的な感覚として、意地悪をされたねというようなこととか、そういったことまで書いて出していいのかなという、そういったことは、議会運営委員会の中ではお話がありましたか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

今、田原議員からご質問の件は、前回の議会運営委員会では全く審議されておられません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

先ほどの話にもございましたが、このハラスメント防止条例、新潟県初ということで、市長も非常に乗り気というか、強く推し進めていきたいんだと、職員を守るんだということで。これは大変結構なんでございますけれども、例えば市長ご自身が、発言の中で議員に対して、その言われた側がハラスメントと思われるようなことがありましたねみたいなことが、これ出てきますとね、誰がどのように扱っていくのか。また、議会という大事なこの場、そして貴重なこの時間、限られた時間の中で、このハラスメントのことをずっとやっていくのかしらと。今、糸魚川市は、地域医療の問題ですとか様々な問題がある中で、このことを、時間を費やしていくということはどうなんだろうかということ、まず、議会運営委員会の中でよく話し合いをされたのかどうか、そこを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

田原議員の今ご質問ですけれども、ハラスメント以外の部分での議会運営委員会での議論についてです。

当然、ハラスメント防止以外でも、これまでの議会運営委員会、それから、この後期の議会運営委員会の中の1年目ですね、そういった中では、例えば緊急時の議員の行動指針、それから政治倫理規則についての見直し、そういった意見がございます。残念ながら地域医療についての検討というのは、議会運営委員会の中ではご意見は出ておりません。

○18番（田原 実君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります

ので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和6年第3回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ち、台風10号への対応状況について、ご説明申し上げます。

雨、風ともに非常に強い台風10号が、日本列島を縦断するとの予報から、市では警戒態勢を取り、情報収集に努めてまいりました。市内では、日本海クラシックカーレビューなどを中止するなど、イベント等が開催に影響が出ておりますが、現時点では被害は確認いたしておりません。今後も引き続き気象状況を注視してまいります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

本定例会におきましては、条例改正や補正予算など21件の議案についてご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

初めに、えちごトキめき鉄道ラッピング車両のお披露目について、ご報告申し上げます。

企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、県立海洋高等学校出身の関取や地域の特産品などをラッピングした、えちごトキめき鉄道車両のお披露目を9月28日、土曜日に行います。当日は、関脇大の里関をはじめとした海洋高校出身の関取にも参加いただく予定であり、ラッピング車両を使用した臨時列車や糸魚川駅でのお披露目セレモニー、能生駅前での歓迎式などを予定いたしております。

なお、関取には、同日開催のマリンドリーム能生35周年記念イベントにもゲスト出演していただく予定であります。

記者をはじめ、関係者の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後のラッピング車両の活用等を通じて、当市の地域振興及び鉄道の利用促進につながるよう努めてまいります。

2点目に、令和6年度普通交付税の算定結果について、ご報告申し上げます。

本年度は72億7,700万円で、当初予算に対し2億2,700万円の増となりました。

基準財政需要額では、新たな算定費目として、子ども・子育て費が創設されたほか、公共施設の光熱費高騰への対応として包括算定経費が措置されたことなどから、前年度比較で増額となったものであります。

基準財政収入額では、定額減税に伴う減収補填地方特例交付金の皆増により前年度比較で増額となったことや臨時財政対策債への振替額が少額となったことなどから、普通交付税は前年度と比べ

て増額となっております。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

最後に、市制施行20周年記念式典について、ご報告申し上げます。

平成17年3月19日に合併し、今年度で節目の20年を迎えることから、令和7年3月19日に糸魚川市民会館において、記念式典を行います。

詳細につきましては、改めてお知らせいたしますが、議員並びに市民の皆様からご出席いただきたいと思っております。

以上、3点についてご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の7月31日に所管事項調査、8月23日に市外調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、糸魚川市総合防災訓練について、いじめ・不登校について、駅北子育て支援複合施設についてであります。

まず、6月23日に実施された令和6年度糸魚川市総合防災訓練についてであります。委員より、訓練当日は大雨の予報で、災害が同時多発的に発生する可能性もあったが、そういう事態にも対応できるよう考慮されていたのかとの質疑に対し、担当より、今回の訓練では、災害級の気象状況になった場合は、職員、消防団員は、そちらへシフトすることとしていたと答弁がありました。

委員より、参加した市民それぞれの避難経路、避難場所の確認など、訓練結果の集約が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、全ての参加者の状況を把握するのは難しいが、今回の訓練で避難場所の確認や避難にかかる時間を体験していただいた。今後は、訓練の実施方法も検討したいと答弁がありました。

委員より、障害者や高齢者など、避難行動要支援者の避難の課題を問う質疑に対し、担当より、今回の避難訓練は、徒歩での避難を前提に実施したが、次回は車での避難について、避難経路、駐

車スペースなども確認し、また、大雪の場合なども含めて検討したいと答弁がありました。

次に、市内中学校で発生したいじめ事案についてであります。まず、担当より経緯などの説明があった後、委員より、新聞報道があるまで議会に報告がなかった。隠蔽体質があるのではないかと教育委員会の姿勢を問う質疑に対し、担当より、今回の件は、調査委員会の設置時点では重大事態なのか判明しておらず、また、調査委員会の調査結果も重大事態に該当しないという判断であった。いじめ基本方針に基づき、重大事態の場合は速やかに議会へ報告するのだが、今回は該当しなかったため、議長、副議長、正副委員長へその旨の報告をしたところであると答弁がありました。

委員より、タブレットを紛失した後の初動体制に問題があったのではないかと質疑に対し、鶴本教育長より、初期対応の甘さは調査委員会からも厳しく指摘された。1台目のタブレット端末が紛失したときにしっかり対応できていれば、2台目の紛失はなかったであろうとの指導を受け、利用方法など、学校現場で目が行き届かなかった部分を反省し、深く受け止めていると答弁がありました。

委員より、この事態にどう向き合い、再発防止をどのように図るのかとの質疑に対し、担当より、調査委員会の調査結果を受け止め、保護者の意向にも配慮し、協議を進めていきたいと答弁があり、また、井川副市長から、生徒、学校職員、保護者など、多くの方が関わった案件であり、全体像がなかなか見えず、調査委員会は重大事態ではないという結論ではあったが、委員会を立ち上げて調査に至ったという事実については、重い事案と捉えていると答弁がありました。

委員より、被害者や保護者との意思疎通や連絡体制についてを問う質疑に対し、担当より、昨年7月に調査委員会が設置された時点で、調査に対して学校や教育委員会が独自に対応することなどが制限された。また、聞き取りの対象が、職員、保護者、生徒を含め30名近くいたため調査に長い時間を要したことから、教育委員会や学校への不信感につながったと考えている。今回の調査結果を受けて開催した説明会で、保護者の方々から納得いただけていない意見もあったため、今後、追加の調査を行うことが決まれば、まず、被害を受けた方の保護者の皆さんの思いを聴かせていただき、その思いに沿った調査を進めていきたいと答弁がありました。

次に、令和5年度いじめ・不登校の状況については、委員より、いじめも不登校も増加する中、5,000件もの相談を教育相談センターの6名の相談員で対応している状態は、改善の余地はないか。若者サポートセンターだけでなく、医療と福祉の連携が大事だと思うがとの質疑に対し、担当より、若者サポートセンターは、当初は高校卒業の年代から25歳までとしていたが、現在は25歳を超えた利用者もいる。高校卒業後は、健康増進課や県の保健所などに引き継いでいくことになるが、若者サポートセンターの利用者の中には、医療に対して不安や抵抗を感じる方もおり、そういう方を連携して引き継いでいきたい。その部分が課題と捉えていると答弁がありました。

委員より、1人の先生が全部責任を負う学級担任制がネックなのではないか。三、四名の先生が一つの学級の担任を持つチーム担任制、あるいは学年担任制などの学級運営も効果的ではないかとの質疑に対し、担当より、小学校での教科担任制は、多くの教員が必要で、県から1名加配を受けているが、それでも全ての教科を教科担任制にするのは難しい。特定の教科で教科担任制を行い、研究的に実施している学校もある。また、チーム担任制については、中学校でも工夫して、チームとして学年・学級を見るというような取組を段階的に始めている学校もある。その取組が良好であれば、ほかの学校にも広めていきたいと考えていると答弁がありました。

次に、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業については、まず、担当より、施設の整備事業者の選定委員会の運営などについて説明があり、委員より、事業者のプレゼンテーションの実施方法を問う質疑に対し、担当より、決定した事業者は、その名称と点数を公表し、次点以下は点数のみ公表し、事業者名は公表しない形になる。選定委員会は、市が優先交渉をする事業者を決定する形となるが、最終的には市が判断することになると考えている。その後、基本協定を結び、事業に着手すると答弁がありました。

委員より、市民の皆さんの声をどのように反映させていくのかとの質疑に対し、担当より、設計が始まる初期の段階で市民の皆さんの意見を聞く場を複数回設けることを要求水準書に明記していると答弁がありました。

次に、8月23日に実施した市外調査について、ご報告いたします。

調査項目は、定住人口拡大対策についてであり、このほど柏崎市が消滅可能性自治体に該当しなくなったことから、その要因や政策等について調査するため、同市を視察したものであります。

冒頭、柏崎市総合企画部の方から、柏崎市の若年女性人口の減少率が49.1%となり、50%未満となったため、消滅可能性自治体から脱却したが、前回の2014年5月の公表時から僅か2.2%減少しただけであり、その要因の特定は困難と考えている。むしろ状況は大きく変わっておらず、今後も決して楽観できる状況ではないという認識であるとの話があり、その後、同市が取り組んでいる定住人口拡大を図る政策やその成果について説明を受けました。

市外視察終了後の机上調査では、委員より、東京の一極集中という大きなトレンドの中で、柏崎市は重点戦略を掲げ、一つは自然減の対策、もう一つは子供を取り巻く環境の充実と産業振興及び雇用の場の確保で、定住する方を外に出さないとしている。しっかりと目標値を定めながら、各政策に反映させているところは参考になるのではないかと。人口減少に関する課題は完全な解決は難しいとし、減少が緩やかになるよう改善していくという考え方も参考になったという意見、また、委員より、柏崎市が実施している1歳児、2歳児の保育料無料化は、儉約しながら財源を確保したということで、有効な政策はなかなか見つからないと思うが、参考になるのではないかとという意見、また、委員より、糸魚川市においても人口減少に関するプロジェクトチームがあるが、市民にはその実態が伝わっていない。柏崎市のようにプロジェクトを専門に担当する部署の設置などを委員会としても検討する必要があると思うなどの意見がありました。

このほかにも意見等がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容について、ご報告いたします。

まず、8月27日の所管事項調査について、ご報告いたします。

調査項目は、柵口温泉権現荘の譲渡についてであります。

担当より、7月4日の市議会本会議において市有財産譲与の議案についての議決後、7月18日に一般社団法人アッサンの高橋代表理事と今後の進め方などについて協議を行った。仮契約書については、8月9日に顧問弁護士との協議を完了し、相手方へ内容確認を依頼中である。相手方の都合により事務が多少遅れているところであるが、当初の協議内容と文言等の変更が若干あるだけで、相手からは同意を得ており、このまま仮契約に進むことで相手先と調整を進めていく。本契約については、9月以降に農林水産省との補助金返還協議終了後に締結予定である。施設の改修予定については、仮契約締結後、既に補助金返還の協議が完了している本館、西館のほうから順次実施する予定と聞いており、まずは宿泊に必要な部屋や宴会場の改修を順次行い、外壁及び屋根の改修は、雪解け後になるかもしれないと連絡をもらっている。市の営業から新しい営業体制への引き継ぎ期間については、10月頃から1か月程度を予定しており、実際の営業開始については、本契約締結後の11月から12月の間の予定となっており、当初は地元の方を対象としたお披露目的な営業から開始して、本格的な宿泊営業開始は、令和7年4月からを予定しているとのことである。日帰り入浴営業については、引き継ぎの期間を含めて継続することで調整を終えている。また、引き継ぎに際し、地域の代表者をはじめ地元温泉郷の方たち、現在、権現荘を運営している中での契約業者、また、各種商工団体等との関係機関との打合せ会議の開催も考えており、地域と一体となった取組により、権現荘としての位置づけを共通認識して、今後の経営方針等について、住民を対象とした説明会も開催したいと考えていると説明がありました。

委員より、地元説明会の開催は、いつ頃を予定しているのか。今までは権現荘と能生事務所の2か所で開催したが、市民からの注目度も高いため、旧糸魚川市内でも関心ある人が聞けるような機会も必要かと思うが、いかがかとの質疑に、担当より、当初は、最初に住民説明会を実施する考えもあったが、地元の方や柵口温泉郷の方、納入業者の方、そういった各種団体との協議後に、実際にこういう運営をしてほしいというような要望が出てくると思っている。そういったものを含め、相手の経営体制が確実な段階にならないと、最初に住民説明会を行っても異なる内容になる可能性があるため、まずは関係事業者との説明会を先に行い、その後、住民説明会を開催したいと思っている。時期的なものについては、可能な限り早く開催したいと思っている。会場については、これ

までも権現荘会場で行った説明会には多数の参加者から来ていただいたが、能生事務所会場は、ほとんど参加者がいなかったということもあるため、説明会の方法や周知方法については考えていきたいと答弁がありました。

委員より、年末年始になると、能生地域の方々から権現荘に泊まりたいという要望があると思うが、それについての対応はどうかとの質疑に、担当より、市で日帰り入浴の運営を続けているが、宿泊の再開についてとても多くのご要望をいただいている。これに対応できるよう相手方とも調整をする中で、年末年始は、ぜひそういった営業を続けてほしいということでお願いした結果、最初はお試し営業的なものを考えていると聞いている。その営業方法は、フルスタイルの募集や営業ではなく、地元の方や市民の方をまず優先した営業を11月から年末にかけて行い、それを継続する中で、4月からフル営業に持っていきたいというふうに聞いている。相手方としては、やはり経営の中で海外からの誘致等もあると思うが、そういったことについては当面見合わせて、4月以降としたい。まずは、安定した経営を地元の方と一緒にやりたいと聞いていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

次に、去る7月23日、24日、25日に市外調査を行っておりますので、ご報告をいたします。

調査内容は、岡山県津山市の津山鉄道遺産等の活用による観光振興について、兵庫県三木市のデマンド交通「チョイソコみき」について、富山県富山市の中心市街地活性化についてであります。

まず、津山市の津山鉄道遺産等の活用による観光振興についてであります。

視察先である津山まなびの鉄道館では、山陰と山陽をつなぐ要衝である津山駅に1936年に設置された旧津山扇形機関車庫や収蔵車両を中心とする様々な展示が行われていました。

委員より、糸魚川のジオパルと津山まなびの鉄道館の成り立ちが違うというのはあるが、一番大きな違いは入館料を取るか、取らないかである。ジオラマの規模や展示されている津山と比較すると、キハ52、トワイライト、ミニSLは、津山に展示されている13両に比べれば少ないが、ジオラマの規模については糸魚川も負けていないと思うのに、やはり無料というのはどうなのかなと思う。また、津山は定休日为抓手り設けられているので、例えばメンテナンスや掃除等をする時間もあつた。また、津山にもキハ52が展示されており、このキハ52のつながりをきっかけに、糸魚川、津山、いすみ鉄道というふうな鉄道のまちと言われているところと協力して相乗効果を狙い、お互いの近くにいる鉄道ファンを、例えば糸魚川の人が津山へ行く、津山の人が糸魚川へ来るというように、引っ張ってこれるような連携ができないかなというふう感じた。また、津山市において、観光地経営を担っているDMO、これについて、思ったようには進んでないというような説明があつた。この観光を活用した地域経営ということについては糸魚川市も同じことが言えると思うので、関心を持って研究していく必要があるんじゃないかということを感じたという意見が出されました。

次に、三木市のデマンド交通「チョイソコみき」についてであります。

三木市の吉川地域では、高齢者や人口減少により路線バスが運行を縮小する中、住民の移動手段を確保することが必要となり、このデマンド型交通を導入し、自宅のほか買物施設、公共施設、病院、金融機関等を乗降場所として指定できることで利便性が高く、利用者は年々増加しているとのことでありました。

委員より、このチョイソコは、AIを活用した受付システムで、利用者の乗降希望時刻に合わせ

で最適な運行ルートで送迎するというものであった。路線バスかチョイソコかではなく、通学路等で長距離を乗る場合は、今までどおり路線バス、近くのスーパーや病院へ行く場合はチョイソコといったすみ分けがしっかりされていた。当市においてこういった公共交通が必要であるかということ、必要としている地域の生の声を聴く機会を増やすことで検討していく必要がある。公共交通については当市においても課題となっているため、今後も継続的な調査が必要であると感じたといった意見が出されました。

次に、富山市の中心市街地活性化についてであります。

富山市は、今後の人口減少と高齢化に備え、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりとして、都心部を中心とした同心円状の一極集中型の都市構造ではなく、鉄道網等の公共交通を活用したクラスター型の都市構造、全市的なコンパクト化を推進して、将来にわたって持続可能な都市を構築していくことを目指しているとのことであります。

委員より、富山市の中心市街地活性化計画自体が、市が主導というよりは、民間からも声が上がって、市の計画に乗ってくる民間事業者や組合が出てきたことが大きいと感じた。特に富山駅の北口においては、かつてのJR、国鉄の岩瀬浜線は赤字路線であったが、ライトレールに切り替え、富山駅を高架にすることで、その下を南北にライトレールと路面電車が通過できるようにした結果、学生たちの利用頻度も多くなった。富山市は成功例ではあるが、当市とは規模の違いや環境、地理的な部分も違うので、一つの成功例として参考になるが、当市に生かせるかどうかというのは検討の余地があると感じたといった意見が出されました。

以上で、建設産業常任委員会の閉会中の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

お疲れさまでございます。委員会の報告ありがとうございました。

権現荘の譲与・契約について、委員長に伺います。

譲与については、契約後に工事を行い、また、その工事に対する支援ということで9,000万円を糸魚川市のほうから事業者のほうに支出をするということですけども、それ、そういうことで間違いないのかという確認と、それから、その工事が発注される形としては、糸魚川市からの発注ではなくて、いわゆる業者から工事事業者への工事の発注だということなのか。それから、工事の単価等については、糸魚川市の工事発注であれば、ある程度基準になるものがありますけども、民間同士ということであれば、その基準というものは公共のものに準ずるものじゃない、いわゆるそこで納得があるものであれば契約ができてしまうという、そういうことなのか。そして、そこに対しての9,000万円の市税からの補填といいますか支出があるということなのか。そこをもう一度確認をさせていただきたいんですが、よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原 実議員の質問にお答えいたします。

まず、譲与に関わる9,000万円の出し方といいますか、あと、工事に関わる業者への中身であるとか工事の単価であるとか、それに伴い、またその9,000万がどういうふうに使われているかという質疑が、今回の質疑の中ではありませんでしたので、ここではちょっとお答えできないということでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

今後も進んでいく中で、その辺をちょっとチェックをお願いしたいなと思います。

それと一番心配なことは、民間事業者のほうに施設を引き取っていただいて、それについては支援をしていくから、10年間、温浴施設の運営をしてください、しますよというお約束をいただいたということが前提になっていますけれども、これ本当に10年間の温浴施設の運営ができるのかという疑問は、私は拭い切れません。仮に、10年間の運営ができなくなったよといった場合にどうなっていくのか。先ほどから、相手先相手先というご説明ありますけれども、一般社団法人アッサンですか、これと後ろ盾になっているところの株式会社があるということですけど、そちらは、間違いなくこの10年間の温浴施設の運営をやってくれるのか。できなかったときのペナルティーというとなんですけれども、市民に大きな迷惑かけるわけですよ。そういったことに対しては、委員会の中でのご協議はありましたか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原 実議員の質問にお答えいたします。

委員会の中では、10年間のその運営について心配という部分では、特段、今回の委員会では上がっておりませんでした。それは、多分、前回の委員会のときはかなり心配された声があって、そのことを契約の中でしっかり盛り込んでおられるということで、委員のほうから質疑がなかったというふうに認識しております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

この後、間違いなく施設が運営されていって、市から出されていくところの9,000万円という大きなお金、それから様々な支援というものが、無駄になっていかないように、無駄になるって

ことそのものがおかしい、問題なんですけど、そういう問題にならないように祈念して、私の質疑を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

では、よろしくお願ひします。

一番最初にお聞きしておくけどね、今の発言の中で、アッサンのほうはね、NPO法人と言ってますけど、あれ一般社団法人ですよ。そこについては、委員長お答えのほうでもね、そこを正しく言わなかったんですけども、しっかりとそこら辺は言ってほしいと思います。

委員会のほうも傍聴させていただきましたし、今の委員長報告もお聞きいたしました。あのときは事前審査ではないかということも言いましたが、今回、議案になってない、出てきてないんで事前審査には当たらないということでございますね。

それならそれでお聞きしたいんですけど、今回、これも重要なことなんですけど、一般社団法人アッサンに対してね、経営上、本当にここは、この会社は経営できるのかというのが大きな争点でございました。これ6月議会ね。だけど、今回につきましては、その大事な指針となる決算が全然出てなかったっていうんでしょう。なぜ決算が出てきてないんですか、何かの事故があったというふうに委員会の中でも説明ありましたけどね。これは非常に重大なことであり、事故といったって一般事故、それから経済事故、いわゆる決算が通らなかつたとかね。我々にしてみればさ、見逃すことのできない事例ですよ。そのときの委員長の発言なら、この後、二、三日後に何か自分のほうへ何か、会社のほうから決算が来るそうなんですけどね。この大事な、何だろう、身元保証といましようか、経営実態をやっぱり探る。何回も6月議会の中では話が出ておりました。やっぱり営利目的ではない一般社団法人が、その経営者として大丈夫なのか。2年続けて赤字決算だけど大丈夫なのかという点が、非常にやっぱり不安材料として出ましたね。賛成、反対じゃないですよ。賛成反対じゃなくて、民間譲渡するとして、その会社が大丈夫だったのかという一つの考え方として、これちょっとね、誰も2年連続赤字決算のところさ、大丈夫ですから任せてくださいって言えますか、ということは、委員会の中ではちゃんと審査されたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、一般社団法人アッサンの経営上の問題につきましては、前回の、今回ではなくて前回の委員会でもやはりかなりテーマ、問題になりまして、そのときも質問を受けたと思うんですが、委員の中からも独自に調査書を取り寄せて、大丈夫だと。あと行政側の答弁としても、2つの民間の調査会社に依頼して、大丈夫だという判断をいただいている、そのことについて、委員会の中で

それ以上のことは、今回は質疑はありませんでした。ということは、一応委員会の中では、今の状態で契約を進めていってもらっても構わないというふうな認識でおりますので、そういった古畑議員のご指摘になるような質疑等は交わされておられません。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今回は、仮契約の原案についてね、委員会の皆さんにお示しをした。この議会が終わった後、9月に本契約にいくと言ってるんですよ。だから、この仮契約に対する審議が、いかに大事かという問題があります。

今ほど田原議員からのご指摘あったように、無償譲渡と言いながらも9,000万円の支援金を市から出すと言ってます。問題なのは、この支援金の取扱いであって、補助金じゃないんですよ。アッサンの計画の中においては、3億円の大規模大改修をするんで、そのうちの3分の1に当たる1億円を支援してくれんかという話だった。でもさ、それは補助金であったんなら、工事終了後にね、3分の1に当たる9,000万円を上限にして補助すれば、それは通常の行政の手法とすれば普通ですよ。ただ、工事何も見届けてないのに9,000万円の支援金を出すということに対して、委員会の中では、その審議はしてなかったんでしょうか。

それから、何度も何度も6月議会の中でも申し上げましたが、本当に3億円の改修計画はどのように行われるのか、その青写真が出てきてませんね。

それから、そのプレゼンの中では、親会社が10億円規模の開発計画を、何ていうか、言っちゃるといことなんで、その10億円規模の開発計画につきましても、何ら示されておられません。

また、経営が危なくなったら、その親会社がその赤字を補填して、経営を存続させるというお話なんですよ。これ全てお話。契約書の中には一切書かれてませんね。これにつきましてはね、6月の審査の中にはね、松尾議員がやっぱり甲、乙、丙でその責任を持つと言われた親会社の存在も、その契約書の中に盛り込むべきだって言いましたよね。私も全くそのとおりだと思います。これはやっぱり松尾さんも私も商売人でございますので、契約書の恐ろしさというのは十分承知しております。契約書の中には、日帰り入浴施設と書いてありますけど、宿泊については明確になってませんね。この会社がさ、日帰り入浴を1週間続けなくたって、1週間中、土曜、日曜に限ってやって何ら問題ないですよ。契約上は、何ら契約違反じゃない。そこまで委員会としましては審議しましたか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

今ほどもありました9,000万円の出し方であるとか3億円の修繕計画、また、グループ会

社の10億円の規模の補償に対することにつきましては、特段、今回の委員会の中では、質疑はありませんでした。

ただ、委員の中の質問が出てこない背景には、これまでの建設産業常任委員会に出されている資料が、比較的具体的な内容で書かれているため、その辺を、その内容がそのまま契約にいくというふうな認識があるものと思って、多分、委員会のほうからは特段今、古畑議員がご指摘になられたような質疑はなかったものというふうに受け止めております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

委員会の審議体制が、だから私に言わせれば、少し甘いんじゃないかと。この同様のことを6月議会で言ったら、全員協議会を開いてくれというのも、結局、いや、うちの委員会で審査しますんで大丈夫ですってことに、全員協議会については要請を却下されましたよね。それから、委員会に対してしっかり質疑をしてくれという物の言い方が気に入らないということで、その後、私の発言を議会運営委員会の中でも協議されました。

委員長、私は真剣なんですよ。だまされないように、この契約書の漏れがないようにしっかり審議してくださいと、今なら言い換えますよ、へりくだってね。

これは、市民の税金であります。今まで権現荘に何億円かけてきたんですか。指定管理のマリンドリームだって、市の第三セクターじゃないですか。そこに何億も赤字をつくって、またここで、さらに9,000万円を使って、無償譲渡と言いながら9,000万円つけてやるんですよ。だけど、その契約書は6月で、契約はね、譲渡案につきましては可決されましたよね。私は、転ばぬ先のつえとして言っている。じゃあ権現荘が駄目になった場合、その会社は、全て平地にして、その平地も権現荘の譲渡された会社の責任で管理していかなくちゃいけない。

保坂委員長、知ってますか。倒産してしまったらね、姫川病院しかりアルペン村しかり、ほかのいろんな民間施設しかり、何も壊してないんですよ。更地にもなってないんだよ。でだ、更地にしろという命令は、今度その会社が倒産してしまえば命令できないんですよ。

それから、この契約書のみそは、グループ経営だってことだ。親会社が幾ら立派でも、契約書の中に一切記載されてなければ、出先と言われる一般社団法人アッサン、これが倒産したら、親会社として助ける義理はないんですよ。それが契約書の恐ろしさですよ。それちゃんと見たんですかって言ってる。委員会の中でちゃんと審議したんですかという、全員協議会での審議を閉ざされた今、あなた方、建設産業常任委員会の皆さんが、これしっかり審査してもらわなければ駄目でしょう。もちろん今回のこの件は一般質問でもやりますが、一般質問と、やっぱり常任委員会の審査とでは重さが違いますよ。やっぱりそこにつきましては、より慎重審議をやって、本会議締結の前にやっぱり常任委員会としてしっかり審議をするか、また議長におかれましては、この件について、全員協議会を強く要望するものであります。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 17 分 休憩〉

〈午前 11 時 18 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11 番 保坂 悟君登壇〕

○11 番（保坂 悟君）

古畑議員のご質疑・意見を含めてのことに答弁させていただきます。

建設産業常任委員会における審議につきましては、今、古畑議員からご指摘にもあったとおり、また真剣かつ慎重に審議、これまでもしてきているつもりですが、さらに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、全員協議会等につきましては、建設産業常任委員会の所管といたしますか、担当ではありませんので、またそれは、正副議長等の判断に委ねるしかありませんので、ここで私が答弁するのもおかしな形になりますので、誤解のないようにお願いしたいということでもあります。

あと、確かに今回の権現荘につきましては、かなり皆さんからも注目を集めており、委員会としても適宜動きがあればご報告していきたいというつもりで、行政のほうにもかなり尻をたたいて、動きがあれば、出てきた時点ですぐ報告ということで、今回のこういう審査の形にもなっておりますし、何ていいますか、ただ、委員会の中での質疑にないものは、どこまでいっても答えられませんので、そこだけはご了承いただきたいというふうに思います。

以上であります。

○17 番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の8月9日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、地域医療提供を継続するための取組についてであります。

当日は、JA新潟厚生連の厳しい経営状況報道を受け、糸魚川総合病院において、JA新潟厚生連の経営状況及び糸魚川総合病院の現状について、糸魚川総合病院と委員会協議会を実施した後、庁舎内で調査を行いました。

担当課より、厚生連病院が地域医療の基幹的役割を担う県内6市で構成する地域医療連携推進協議会での厚生連の令和5年度決算状況報告では、過去最大の損失金を計上したものの、経営に関して危機的な状況にあるといった内容の説明はなかったが、7月3日にJA新潟厚生連理事長より、今年度初めから多額の損益が生じ、このままでは年間60億からの損失金を計上することが見込まれ、最大の経営危機を迎えていると説明があった。

突然のことで、地域医療確保のため、最大限の財政支援等に努めている我々にとっても衝撃的なものであり、このようなことに至った詳細な説明や抜本的な経営改善策を早期かつ明確に示すことを求めた。

また、この状況を受け、7月10日に県・福祉保健部長へ情報共有と県からの支援要請、7月23日には緊急の金融支援、地方財政措置の拡充等について、松本総務大臣、自見内閣府特命担当大臣をはじめ、関連省庁へ要望活動を行った。今後、8月23日に緊急の財政措置、経営改革への財政措置等について県知事への要望活動、8月27日は山岸病院長と共に富山大学附属病院を訪問し、経営状況等の説明と医師派遣継続のお願いを行う。令和5年度糸魚川総合病院への支援は、運営費等に関する市、国、県からの直接的な補助金、約3億7,100万円のほか、医師、看護師等の修学資金貸与など、人材育成に関する間接的な支援も行っていて、今後も安心・安全な地域医療体制の堅持に向け、取り組むという説明に、中央要望、知事要望活動についての質疑では、今回はタイミングとして、厚生連からこのようなコメントがあり、そこを強調すべく今回、総務大臣にお願いをさせていただいたところ、総務大臣からは、直接的な資金の投入みたいなことはできないとはっきり言われたが、地方の病院経営の厳しい状況は十分に伝わったので、今、総務省がやっている特別交付税の措置が十分でないというところを認識し、その辺の拡大等について検討をしていきたいというようなコメントをいただいた。

委員より、糸魚川総合病院の指定管理等運営方法についての質疑があり、指定管理については、令和2年度頃の6市の協議会の中でも厚生連から話が出たことがあり、厚生連が、今実際に指定管理を受けている、あがの市民病院や長野県大町市の市民病院などに行き、経営状況や内情を内部調査したが、指定管理や市立病院化するということになると、例えば赤字部分を全て持つということになると、かなりの一般財源からの投入が必要になってくるので、その病院の財産を市が買い取るか、またはリースを受けて所有して指定管理ができるのか、総務省とも協議しており、研究を重ねる中で検討していきたいという説明がありました。

また、糸魚川総合病院の不採算部門の機能集約及び再編については、具体的な例でいえば、昨年度の産科が分娩取扱い休止になって、医師が11月に着任したときの原価計算による診療科ごとの収支計算では、産科・婦人科が非常に赤字なので、行政から支援をしていただかないと、分娩の継続というのが難しいというので、市のほうでその支援をした現状もあり、今後、他の診療科においても同様の検討をしていく必要がある。糸魚川総合病院が黒字化するためには、けいなん総合病院、豊栄病院みたいに、ある程度特化したコンパクトな病院にしないと無理だというような発言もあったが、けいなん総合病院は、県立中央病院が近くにあるからなせる業で、糸魚川総合病院は、救急という大きな部分を担っていただければいけないので、慎重に病院側と検討していきたい。

井川副市長からは、補足として、糸魚川総合病院は、この地域、糸魚川市にとって本当に大事な病院なので、絶対に残していくというつもりで取組を進めていきたい。残すためには、国、県も含めて財政支援等をしっかり行っていくべきところは必要があり、機能の一部の整理とかは、簡単にできるものではないと思う。また、診療報酬では、多くの病院側が赤字ということは、適正な診療報酬が定められていないのではないかというのもあり、そこはしっかり国等に要望して、勝ち取っていくべき必要があると思うし、診療報酬が上がると、個人負担が増えたりとか、財政支援するにしても、税金を投入するとか、病院に通いにくくなるといった面もあり、困難だと思うが、糸魚川総合病院と詰めていく中で、この当委員会とも相談をしながら、市民の皆さんの意見も聴きながら進めていく必要があるというふうに考えているという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

○議長（松尾徹郎君）

ここで、暫時休憩いたします。
再開を35分といたします。

〈午前11時29分 休憩〉

〈午前11時35分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第5．議案第60号から同第70号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第60号から同第70号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第60号は、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度は、第3次総合計画に掲げる持続可能なまちづくりを推進する上で、重要課題である人口減少対策と住み続けたいくなるまちづくりへの取組として、重点施策に、地域内経済の循環、医療・健康・福祉の充実、教育の推進、社会の動きへの対応の4点を掲げ、電子地域通貨事業、子ども医療費助成事業、小中学校改修事業等を予算計上し、当初予算を255億8,000万円といたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷する地域経済への対応やウクライナ情勢に伴う原油、原材料等の高騰、物価高による困窮する市民や事業者への支援など、経済再生に向けた各種施策を展開してまいりました。その後、物価高騰対策として、住民税非課税世帯をはじめ、社会福祉施設、民営保育所、医療機関への支援や電子地域通貨普及促進事業のほか、1月に発生した能登半

島地震に伴う災害復旧対応など、11回にわたる補正予算を編成いたしましたところであります。

決算につきましては、歳入総額292億9,836万5,000円、歳出総額270億5,986万2,000円で、歳入歳出差引額は22億3,850万3,000円となっており、繰越明許費と事故繰越に係る財源を差し引きますと、実質収支は17億9,350万2,000円の黒字となっております。

なお、令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の算定結果につきましては、報告第12号のとおりであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率は12.4%、将来負担費比率は50.7%で、いずれも早期健全化基準を下回っております。

議案第61号は、令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号は、令和5年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号は、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号は、令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第65号は、令和5年度有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号は、令和5年度集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第67号は、令和5年度ガス事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第68号は、令和5年度水道事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第69号は、令和5年度簡易水道事業会計決算認定について、議案第70号は、令和5年度下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑につきましては、決算の大綱にとどめますよう、ご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、利根川 正議員、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、伊藤 麗議員、

田原洋子議員、渡辺栄一議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、田中立一議員、和泉克彦議員、宮島宏議員、中村 実議員、近藤新二議員、古畑浩一議員、田原 実議員、以上16人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました16人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午前11時41分 休憩〉

〈午前11時53分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中、決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に、阿部裕和議員、副委員長に、保坂 悟議員、以上であります。

ここで、議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時54分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6．議案第71号及び同第77号から同第80号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第71号及び同第77号から同第80号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第71号は、財産の取得についてでありまして、老朽化した車両を更新し、除雪作業の効率化を図るため、除雪ドーザ（11トン級 マルチプラウ付）2台を購入いたしたいものであります。契約金額は3,938万円で、契約の相手方は糸魚川重機工業株式会社であります。

議案第77号、令和6年度ガス事業会計補正予算（第1号）、議案第78号、令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）、議案第79号、令和6年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第80号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、それぞれ収益的支出の減額と経営戦略改定に係る継続費を設定いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第72号、同第73号、同第75号及び同第76号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第72号は、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法の改正に伴い、罰則の対象に係る規定の改正を行いたいものであります。

議案第73号は、契約の締結についてでありまして、し尿処理施設整備工事の請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は3億7,840万円で、契約の相手方は、クボタ環境エンジニアリング株式会社であ

ります。

議案第75号は、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加いたしたいものであります。

議案第76号は、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,654万4,000円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第74号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第74号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第74号は、令和6年度一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億6,062万8,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、個人番号カード交付事業の追加と国・県支出金等過年度返還金の追加、3款民生費では、特別保育事業の追加、5款労働費では、多様な働き方推進事業の追加、8款土木費では、河川排水路改修事業の追加、11款災害復旧費では、単独学校施設災害復旧事業と現年補助学校施設災害復旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所定の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。
付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご承知願います。

日程第9．陳情第6号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、陳情第6号を議題といたします。

本定例会において取り扱う陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時07分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員